

遺言書

本籍地 ○○県○○市△町1丁目1番1号
住所 ○○県○○市○町○丁目○○番地
遺言者 ○○ □雄

遺言者○○□雄は、次の通り遺言をする。

①遺言者が全文を自書 ワードプロ、録音は不可

1 妻○○△子には、次の財産を相続させる。

②登録免許税が固定資産税評価額の

(1)所在 ○○県○○市○町○丁目○○番地

4/1000で済み、登記も単独申請

地番 ○○番○

地目 宅地

地積 250.5㎡

(2)所在 ○○県○○市○町○丁目○○番地

③登記簿の表示とおり明記

家屋番号 ○○町○番

木造瓦葺2階建居宅1棟

床面積 1階 40㎡

2階 20㎡

(3)前記家屋内の全財産

2 長男○○■一および長女××○江には、各金1000万円をそれぞれ相続させる。

3 以上を除く残余の財産はすべて、妻○○△子に相続させる。

4 遺言者は、長男○○■一を○○家の祭祀承継者に指定する。

5 この遺言の遺言執行者に、○○県▽市◆町○○番地○○在住の●●×男を指定する。

平成○○年○月○○日 ④日付を自書 「○月吉日」という記載は無効

遺言者 ○○ □雄 ⑥実印、認印、拇印でも可

⑤遺言者が氏名を自書

【表面】「遺言書 在中」と記載

【裏面】「開封を禁ず この遺言書は、遺言者の死後遅滞なく家庭裁判所に提出し、検認を受けること。家庭裁判所以外で開封すると、処せられる。」

遺言書と同一の日付、遺言者の氏名を記載し押印する。 封印を押す

「自筆証書遺言を入れる封筒」の記載例

自筆証書遺言は最も簡単そうに見えますが、厳格さが要求されます。

実際は、公正証書遺言にしてしまった方が、簡単、手軽、安心、確実です。